

札幌市青少年科学館展示ゾーン等整備基本設計業務提案説明書

1 業務の名称

札幌市青少年科学館展示ゾーン等整備基本設計業務

2 背景と目的

(1) 背景

青少年科学館は、科学及び科学技術に関する知識の普及啓発を通して創造性豊かな青少年の育成を図ることを目的として、昭和 56 年 10 月に開館した施設である。

開館から 38 年が経過し、展示物や施設設備の老朽化が進んでいるだけでなく、科学技術の急速な進歩に伴い、時代にそぐわない展示物があるという課題もある。

これを踏まえて、「札幌市青少年科学館活用基本構想（以下「基本構想」という。）」を平成 30 年 12 月に策定し、科学館の今後の在り方を明らかにするとともに、展示物や施設設備の更新等に当たっての基本的な考え方を整理している。

(2) 目的

基本構想の策定を受け、札幌市まちづくり戦略ビジョンの中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」の計画事業として位置付けられた「青少年科学館展示ゾーン等整備事業」の基本設計業務を行う。

基本設計業務では、基本構想の方針に基づき、既存の展示物や施設設備の活用方法を検討し、新たに設置する展示物等を含め一体的な科学館の整備となるよう整理する。そのため、展示の考え方を整理したうえで展示構成やゾーニングを決定し、動線図や平面図及び立面図等を含めた各種設計を行う必要がある。

3 業務の内容

仕様書のとおり

4 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

(2) 告示日

令和 2 年 4 月 30 日（木）

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

5 予算規模

20,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限額とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

以下の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～平成 32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 平成 21 年度以降、国内の科学博物館（全国科学博物館協議会又は全国科学館連携協議会の正会員であるものに限る。）で主契約者（共同企業体での契約の場合は、構成員の代表者であること）として受託し、履行した展示設計・施工業務のうち、展示延床面積 1,000 m²以上の業務実績を有すること。

7 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、これによらない提出書類等は受理しないものとする。（提出がなかったものとして扱う）

(1) 提案説明書等の入手方法

提案説明書等は、令和 2 年 4 月 30 日（木）から札幌市公式ホームページにて取得可能なほか、令和 2 年 5 月 8 日（金）以降は札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課でも配布する。

【URL】：http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/kagakukan_kihonsekkei.html

(2) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 業務従事者等一覧（様式 3）
- エ 同種業務等履行実績一覧（様式 4）
- オ 業務運営体制（様式 5）

カ 業務処理体制図（様式自由）

キ 企画提案内容（様式自由）

企画提案に当たっては、別添「札幌市青少年科学館展示ゾーン等整備計画」の「5 構想の方針を踏まえた整備における留意点」に沿って提案すること。

また、企画提案は1案のみとし、A3判5枚以内で作成すること。なお、提出後の資料の追加及び変更は認めない。

※ 提案した内容は仕様書の工事規模で明記している 890,000 千円以内とし、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

ク 業務計画工程表（様式自由）

ケ 基本設計業務に係る積算書（様式自由）

※ 積算根拠がわかるように内訳書を添付するなどして作成すること。

なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約金額を確約するものではない。

【提出書類に係る留意事項】

※ 提出書類の文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。

※ キ以外の提出書類の作成にあたっては、紙サイズは原則A4判とすること。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

下記提出先に郵送又は持参により提出すること。

※なお、FAX または電子メールによる提出は受理しない。（提出がなかったものとして扱う）

イ 提出先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階
札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 推進担当 菊川

(4) 提出期限

ア 参加意向申出書（上記7-(2)-ア）

令和2年5月15日（金）17時15分【郵送の場合は提出期限日必着】

※申出書の提出がない者から企画提案は受け付けない。

※代表者印の押印ができない場合は、代表者氏名を記入のうえ、代理人の所属を明確にし、代理人の押印をもって本書を提出できるものとする。

※提出時点で、すでに下記企画提案書等の提出期限内での提出が難しい場合については、参加意向申出書の下段に理由を明記すること。

イ 企画提案書等（上記7-(2)-ア～ケ【正本1部】、イ～ケ【副本9部】）

令和2年6月12日（金）17時15分【郵送の場合は提出期限日必着】

※企画提案書等の提出時においては、代理人の押印は認めないため、必ず代表者印を押印のうえ関係書類を提出すること。

8 質問受付及び回答

(1) 質問方法

下記受付期間内に、「質問書」（様式6）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課宛てに FAX 又は電子メールで送信すること。

また、件名は「青少年科学館展示ゾーン等整備事業基本設計業務に係る質問」とすること。

なお、FAX 又は電子メール以外での質問については回答しない。

【FAX】 011-211-3873

【電子メール】 manabi@city.sapporo.jp

(2) 受付期間

令和2年5月18日（月）から6月1日（月）17時まで

※提出期限日までに到着しなかった質問書には回答しない。

(3) 回答

質問に対する回答は、原則ホームページで公開する（質問をした者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しない場合がある。

【URL】：http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/kagakukan_kihonsekkei.html

9 参加資格の審査等

(1) 審査と通知

参加資格については、「6 参加資格」に基づき確認を行い、審査結果については確定後速やかに各企画提案者に通知する。

(2) 参加資格への苦情の申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、もしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）以内にその理由等について書面により請求することができる。

(3) 参加資格の喪失

本企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととし、参加者には書面にてその旨通知する。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で「青少年科学館展示ゾーン等整備基本設計業務企画競争

実施委員会（以下「実施委員会」という。）の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

10 企画提案の審査等

提出された企画提案は、実施委員会において、別紙「評価項目及び評価基準」に基づき提出書類とプレゼンテーション（動画）により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

プレゼンテーション（動画）の提出に係る詳細は、参加資格を有する者にのみ別途通知をするが、提出期限は企画提案に関わる必要書類と同日とする。

なお、一堂に会する形式でプレゼンテーションを実施できると判断した場合については、ヒアリングに変更する旨を通知するものとし、指定した日時で札幌市教育委員会にてヒアリングを実施する。この場合、プレゼンテーション（動画）の提出は不要とする。

(1) プレゼンテーション（動画）

ア 所要時間は15分以内とし、「評価項目及び評価基準」に基づき企画提案書の内容を説明するものとする。

イ 動画はパソコンで再生できる形式とし、CD-RもしくはDVD-Rにコピーガードをかけたうえで保存し、1枚提出すること。

ウ プレゼンテーション（動画）を提出しない事業者については、提案自体を取り下げたものとみなす。

(2) 審査

ア 実施委員会の審査については非公開とし、各委員が独立して評価点を算出したうえで、その平均点に基づき実施委員会が評価を確定する。

イ 企画提案者が1者となった場合、実施委員会の審査により最低基準点の60点を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

ウ 審査の中で質疑が発生した場合においては、審査日（令和2年6月18日（木）予定）に代表担当者のE-mailアドレス宛に質問票を送付するので、翌日中に回答すること。ヒアリングを行う場合は、ヒアリングに併せて質疑（15分程度）を行う。

エ 実施委員会の審査の過程は公表しない。

オ 採点と同点の場合、評価項目1～3の合計点が高い者を契約候補者とする。その合計点も同点の場合は、評価項目1を比較し点数が高い者を契約候補者とする。なお、評価項目1も同点であった場合のみ、くじ引きにより契約候補者を決定するものとするが、くじ引きの手法については、該当事業者に対し別途通知する。

(3) その他

ア 参加意向申出書を提出した後に申請を取りやめる場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

イ ヒアリングを実施する際は、パソコンの持ち込みは可能とするが、プロジェクト一等の使用希望がある場合は事前に連絡を入れること。

ウ 企画提案の作成・提出、説明に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。

エ 全ての提出された書類等は返却しない（電子媒体を含む）。

(3) 失格要件

次の各号に該当する場合は、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

ア 本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない場合。

イ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

ウ その他、実施委員会において不相当と判断した場合。

11 契約候補者との協議及び契約

(1) 契約手続は、札幌市契約規則の定めるところによる。

(2) 契約候補者が企画提案した内容を実現するために仕様書を調整した結果、契約が合意に至らなかった場合、又は契約候補者の企画提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて契約候補者とし、その者と協議する。

(4) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、契約候補者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(5) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

12 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

(1) 結果の通知方法

選定結果は、確定後速やかに各対象者に文書により通知する。

(2) 結果に対する質問方法

選定の結果に対する質問については、原則、文書で担当部局に提出すること。

(3) 評価についての疑義申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

13 権利関係

(1) 提案に当たって

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 契約に当たって

ア 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 スケジュール

告示（市 Web サイトにも掲載）	令和 2 年 4 月 30 日（木） 予定
参加意向申出書提出期限	令和 2 年 5 月 15 日（金） 予定
質問の受付及び回答	令和 2 年 5 月 18 日（月）～6 月 1 日（月） 予定
企画提案書等の提出期限	令和 2 年 6 月 12 日（金） 予定
企画提案に対する審査日	令和 2 年 6 月 18 日（木） 予定
審査結果	令和 2 年 6 月下旬 予定

15 担当（問い合わせ先）

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 推進担当 菊川、星野

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階

電話：011-211-3871、Fax：011-211-3873 E-mail：manabi@city.sapporo.jp